

副籍（副次的な学籍）実施要項

滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課

1 副籍の定義

副籍とは、副次的な学籍の略称で、共生社会¹の実現に向けたインクルーシブ教育システム²の構築のために、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択できることを目指して、対象児童が居住地を通学区域（学区）とする小学校（公立小学校および義務教育学校前期課程）と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」との両方を実現するための仕組みである。

2 副籍の目的

副籍による交流授業等の教育活動（以下「交流授業等」という。）は、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、様々な力をもつ全ての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、互いに支え合いながら共に学ぶことで共生社会の実現を目指すことを目的とする。

障害のある児童は、交流授業等を通して、同世代の児童との関係を構築し、自立と社会参加に向けて地域とのつながりの維持・継続・深化を図るとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服することを目指す。

障害のない児童は、互いを尊重し、支え合いながら生きる共生社会の形成者としての資質を高め、心のバリアフリー³を育むことを目指す。

また、双方の児童だけでなく、教職員や保護者の障害に対する理解や相互理解が深まることで共生社会の実現を目指す。

3 副籍の形態

副籍の形態は次のとおりとする。

(1) 小学校に副籍を置く場合

県立特別支援学校小学部に在籍する児童が、居住地域とのつながりの維持・継続・深化を図り、共に学び育つという観点から、小学校において学習する機会を設けるために、小学校に副籍を置く。

¹ すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会のこと。

² 障害者の権利に関する条約に基づく、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大程度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること等が必要とされる考え方。

³ 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

なお、小学校における交流授業等は、交流及び共同学習⁴として扱い、原則、通常の学級で行うこととする。ただし、対象児童の状況によっては、その一部を特別支援学級で行うことは可能とする。

(2) 県立特別支援学校小学部に副籍を置く場合

小学校に在籍する特別支援学校への就学要件（学校教育法施行令第22条の3）を満たす児童が、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や、専門的な指導を受ける機会を確保するために、必要に応じて県立特別支援学校小学部に副籍を置く。

4 副籍の対象

副籍の対象は次のとおりとする。

(1) 小学校に副籍を置く場合

県立特別支援学校小学部に在籍し、小学校に副籍を置くことを希望する児童を対象とする。児童およびその保護者が副籍を希望し、在籍する特別支援学校が副籍による多様な学びの場が必要と判断した場合は、副籍を置く小学校と連携して交流授業等を実施する。

(2) 県立特別支援学校小学部に副籍を置く場合

小学校に在籍する特別支援学校への就学要件（学校教育法施行令第22条の3）に示された視覚障害者、聴覚障害者および肢体不自由者の区分を満たし、特別支援学校において専門的な指導を受けることを希望する児童について、市町教育委員会の方針に基づき必要に応じて県立特別支援学校に副籍を置くことができる。

当面の間、対象を上記の3障害種とし試行的に実施することとする。形態的には、これまでからの特別支援学校の教育相談に類似する仕組みとして実施することができる。

5 副籍の申請

副籍の申請に係る手続きは次のとおりとする。

- ・ 特別支援学校は、小学部に在籍する児童の保護者に対して、副籍による教育活動について説明する。
- ・ 小学校は、4(2)に示す児童の保護者に対して、副籍による教育活動について説明する。
- ・ 副籍を希望する保護者は、児童が在籍する学校（以下「在籍校」という。）に副籍の申込みを行う。
- ・ 申込みを受けた在籍校は、在籍校を所管する教育委員会に対し保護者の意向を通知する。

副籍の申請ができる学校は、原則以下のとおりとする。

- ・ 特別支援学校小学部児童は、居住する地域を通学区域（校区）に含む小学校とする。

⁴ 平成16年の障害者基本法改正に伴い「交流教育」という呼称が「交流及び共同学習」に改められ、新たな法的規定が示された。全校種の学習指導要領にも明記されており、障害のある子どもと障害のない子どもが、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。

- ・ 視覚障害者である小学校児童は、県立盲学校とする。
- ・ 聴覚障害者である小学校児童は、県立聾話学校とする。
- ・ 肢体不自由者である小学校児童は、居住する地域を通学区域とする県立特別支援学校とする。ただし、4(2)に示す障害が重複している小学校児童の場合は、主たる障害について取り扱うものとする。

6 児童が副籍を置く学校（以下「副籍校」という。）の指定

副籍校の指定に係る手続きは次のとおりとする。

- ・ 在籍校から通知を受けた教育委員会は、速やかに対象児童の副籍校となる学校を所管する教育委員会に指定の依頼を行う。
- ・ 副籍校の指定依頼を受けた教育委員会は、依頼内容を確認の上、副籍校を指定し、副籍校および在籍校を所管する教育委員会に副籍校指定の通知を行う。
- ・ 在籍校を所管する教育委員会は、当該児童の保護者および在籍校に副籍校決定の旨を通知する。
- ・ 副籍校および在籍校は、十分な連携の下、当該児童およびその保護者の意向等を踏まえ、交流授業等に取り組む。

7 教育課程上の位置付け

交流授業等は、在籍校が副籍校との連携の下にその内容を検討し、在籍校の教育課程に位置付けて取り組むこととし、児童の実態に応じて各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の授業として計画的に実施し、適切な評価を行う。

8 交流授業等

交流授業等の実施にあたっては、在籍校と副籍校の連携の下、在籍校および副籍校の教育課程に支障が出ないように実施計画を立案する。計画の立案にあたっては、対象児童の障害、健康等の状態を勘案し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を効果的に活用するなど当該児童の教育的ニーズに沿ったものになるよう努めるとともに、介助の方法・教材教具等の準備等についても十分に検討する。また、副籍校は、在籍校の助言の下、対象児童の机や椅子、ロッカー、下駄箱等を事前に準備するなど学級の一員として迎える環境を整えたり、事前・事後学習を行ったりするなど適切に配慮するものとする。

なお、交流授業等は、直接触れ合う活動だけでなく、対象児童や当該校の実態に応じて作品やプロフィール、手紙、ビデオの交換等の間接的な交流やICT機器を利用した遠隔授業に取り組むことも可能とする。

9 指導・支援・引率等

副籍校での交流授業等においては、在籍校と副籍校とが事前に協議を行い、連携協力しながら指導・支援するものとし、具体的な指導内容や支援方法については共通理解の上で適切に実施する。

副籍校内の引率については、原則、在籍校の教員が行うこととする。年間複数回の交流授業

等を実施する場合には、在籍校、副籍校、保護者の間で十分協議し共通理解の上、安全が確保できると判断した場合、その実施の一部において在籍校の教員が引率しないことも可能とする。その際は、在籍校が引率計画を作成し、保護者に付添いを依頼する。

10 通学・送迎・経費等

副籍校への通学は、保護者の責任の下で行うものとする。また、通学に係る送迎や給食等に要する経費は、保護者が負担するものとする。

11 安全面の配慮

在籍校と副籍校は日頃から緊密に連絡を行い、児童の健康安全面および施設設備面の安全確保に十分留意する。

副籍校で実施する交流授業等は、計画に基づいた教育課程上の教育活動であるため、日本スポーツ振興センターの定める在籍校の「学校の管理下」に該当する。なお、副籍校への通学も「学校の管理下」に該当することから、事故の際の災害給付等の手続きについては在籍校が対応することとする。

医療的ケアが必要な児童については、主治医等の指導助言の下、保護者を交えた入念な打合せを行う。また、看護師の派遣については、在籍校を所管する教育委員会が計画的に対応する。

12 指導要録の取扱い

指導要録への記載は、副籍校との連携を密にしながら在籍校において行うものとする。様式1（学籍に関する記録）では、「学校名及び所在地」欄に副籍校名および実施期日を記載する。また、様式2（指導に関する記録）では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等の欄に交流授業等の実施状況（学習内容や評価等）を記載する。

13 個人情報の取扱い

事前の打合せや協議で活用する資料や「個別の教育支援計画」等の個人情報を含む文書は、原則受け渡しを行わない。当該学校間において、個人情報を含む内容を共有する必要がある場合は、必ず保護者の承諾を得た範囲に限り提供するものとする。

14 交流授業等報告書の作成

在籍校は、副籍校と連携して副籍による学習の評価を行うとともに、交流授業等計画書に基づき実施した交流授業等の結果を、在籍校を所管する教育委員会に報告する。

15 その他

この他、副籍に関する必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。